障がい者の雇用を検討されている事業所の皆様へ

障がい者のための職業訓練（実践能力習得訓練コース）
「インターンシップコース」
受け入れ事業所募集のご案内

障がい者雇用をご検討の際はぜひご活用ください

◆ インターンシップコースとは？

・厚生労働省の事業として全国の都道府県で実施されている、**実際の事業所（企業）を訓練会場とした、職場実習型の職業訓練**です。

・求職者に対して、実際の事業所を活用した**実践的な職業能力の開発・向上の機会を提供し、その就職を促進することを目的**としています。

・山形県から受け入れ事業所へ訓練を委託し、訓練修了後に委託料をお支払いします。

（受講生１人１月当たり中小企業：上限9.6万円 中小企業以外：上限6.4万円（いずれも税抜））

・公的な職業訓練として実施されるため、事業所から受講者に対し、訓練中の賃金等の支払いはありません。

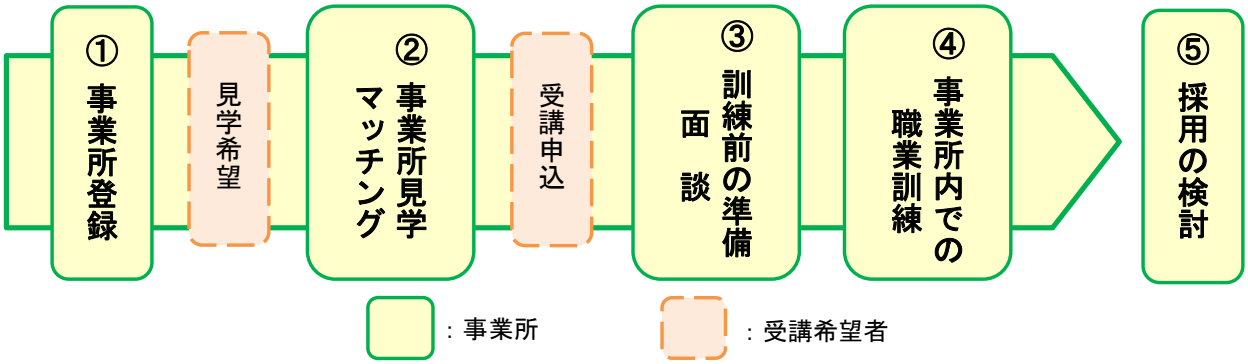
※詳しくは裏面をご覧ください

◆ 活用のメリット

・採用前に、求職者の能力や特性を把握できるほか、社内の受け入れ・指導体制の確立を図る上でも有用です。

・訓練を通じて、業務に必要な**スキル習得状況や適性を確認したうえで、採用を検討できます**。

インターンシップコースの流れ（例）



ご利用には「事業所登録」が必要です

障がい者雇用を検討している事業所（企業・社会福祉法人・NPO法人）が対象です

事業所登録の方法は…

『障がい者対象委託訓練（インターンシップコース）登録書』（別紙）に必要事項をご記入のうえ、郵送・FAXにて裏面お問合せ先までお送りください。

※書き方の詳細は、登録書裏面に記載しています。ご不明な点はお気軽にお問合せください。

インターンシップコース（実践能力習得訓練コース）の概要

募集事業所	企業・社会福祉法人・NPO法人で、障がい者の雇用を検討している事業所です。
訓練期間	1か月～3か月の期間で、1か月あたり60時間～100時間の訓練時間でスケジュールを組みます。
訓練内容	実際の業務に合わせたカリキュラムを作成し、職場実習を行います。
受講の決定	事業所と受講希望者のマッチングにより訓練受講の可否を決定します。 ※ 受講者は、障がいがあり就業を希望する方。
委託料	中小企業　　：受講者1人1月あたり　96,000円（税抜） 中小企業以外：受講者1人1月あたり　64,000円（税抜） を上限に、実績に応じて委託料をお支払いします。
事業所登録方法	登録書は別紙となっております。 当センターホームページからもダウンロード可能です。所定の登録書に必要事項をご記入の上、郵送・FAX等でお送りください。

よくあるご質問

Q： どんな方を紹介してもらえますか？

A： ハローワークで求職活動をしている方です。専門援助部門(障がい者担当部門)が、医師の診断書等で就労可能な状態であることを確認しています。なお、マッチングを通じて、業務や環境に合う人物かどうかを、実際に会って判断いただくことが可能です。

Q：登録書の訓練内容について、どのように記入するといいですか？

A：まずは大まかな仕事内容について記入いただければ大丈夫です。受講希望者とのマッチング成立後に、面談の場を設けます。その際に本人の特性に合わせて仕事内容を検討し、最終的なカリキュラムへと落とし込んでいきます。

Q： 訓練時間はどう決めたらいいですか？

A： 規定の範囲内で訓練時間を設定していただけます。
なお、実際の訓練実施に当たっては、開講時期も含め別途ご相談させていただきます。

お問合せ先

山形県立庄内職業能力開発センター
〒998-0102　酒田市京田三丁目57番4号
電話：0234-31-2700　FAX：0234-31-2710
ホームページ　https://www.shonai-noukai.jp/
障がい者訓練の御案内　https://www.shonai-noukai.jp/category/sieninfo/ritennsyoku2/